

令和6年度決算に基づく 市の財政運営健全度を見てみよう

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」では、地方公共団体の財政状況を統一的な指標で公表することが定められています。

市では、すべての一般会計・特別会計・公営企業会計において、国が定める基準（早期健全化基準及び経営健全化基準）を下回り、健全な水準が確保されています。

健全化判断比率の状況

財政指標		令和6年度	令和5年度	増減	早期健全化基準	財政再生基準
健全化判断比率	実質赤字比率	(赤字なし)	(赤字なし)	－	12.44%	20.00%
	連結実質赤字比率	(赤字なし)	(赤字なし)	－	17.44%	30.00%
	実質公債費比率	6.2%	6.4%	△0.2	25.00%	35.00%
	将来負担比率	65.3%	55.8%	+9.5	350.00%	

○実質赤字比率

地方公共団体の最も主要な会計である「一般会計」等に生じている赤字の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものです。

○連結実質赤字比率

公立病院や下水道など公営企業を含む「地方公共団体の全会計」に生じている赤字の大きさを、財政規模に対する割合で表したものです。

○実質公債費比率

地方公共団体の借入金（地方債）の返済額（公債費）の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものです。

○将来負担比率

地方公共団体の借入金（地方債）など現在抱えている負債の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものです。

資金不足比率の状況

財政指標	令和6年度	令和5年度	増減	経営健全化基準
水道事業会計	(不足額なし)	(不足額なし)	－	20.00%
簡易水道事業会計				
下水道事業会計				
病院事業会計				

○資金不足比率

公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを表したものです。

引き続き、行財政改革を進め、健全な財政運営に努めてまいります。

令和6年度決算成果を詳しく知りたい方は、「令和6年度主要施策成果報告書（PDF版）」をご覧ください。

WEB 1002659

問 財政課 ☎ 444・1714